

令和7年度 第5回阿見町農業委員会 議事録

1. 日 時：令和7年8月12日（火）午後1時30分～

2. 場 所：阿見町役場 4階 全員協議会室

3. 出席委員：農業委員 10名 農地利用最適化推進委員 10名

1番	小松崎秀昭	君	1番	飯野利明	君
2番	浅野周一	君	2番	吉田典子	君
3番	飯塚尚志	君	3番	細田展之	君
4番	山崎翔子	君	4番	寺田清	君
5番	大塚芳夫	君	5番	吉田誠	君
6番	吉田修夫	君	6番	糸賀稔	君
7番	飯村正弘	君	7番	本間保	君
8番	島田辰男	君	8番	諏訪原昌子	君
9番	柳生利幸	君	9番	塚原努	君
10番	横張清彦	君	10番	秋葉政男	君

4. 欠席委員：0名

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第19号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第20号 農地法第4条の規定による許可について

議案第21号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第22号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第23号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について

報告第14号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について

報告第15号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第16号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第18号 非農地判断について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 小松澤 智 君

農業委員会事務局 関山 学 君

農業委員会事務局 大津 知也 君

7. 会議の概要

午後1時30分 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議長： 本日の出席農業委員10名、出席推進委員10名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、9番柳生利幸委

員・1番小松崎秀昭委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

＜議案第19号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について＞

議長： 議案第19号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局： 今回は1件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号1番についてご説明いたします。

申請地は、大字上長地内の畑1筆、面積〇〇㎡。農振農用地区域外になります。賃借権の設定です。賃貸借期間は5年間となっています。譲受人は農地所有適格法人になります。書類上、農地所有適格法人の諸条件について確認したところ、特に問題等は見受けられませんでした。農作業従事期間は150日以上。畜産馬用の採草放牧地となります。

譲受人は、畜産馬用の採草放牧地として利用したく、譲渡人については譲受人の要望により、本申請に至ったとのことでした。

説明は以上となりますが、農地法第3条第2項各号に該当する項目を確認したところ、特に問題となるような項目は見受けられませんでした。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を2番浅野周一委員お願い致します。

2番： 整理番号1番について報告します。整理番号1番は事務局の説明のとおりです。現地調査を行った結果、申請地は利用可能な休耕地であり、隣地境界については問題なく、土地利用計画からも周辺農地への影響もないと思われます。よって、本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長： 整理番号1番でご質問等ありますか。（質問等なし）

議長： これより議案第19号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

＜議案第20号 農地法第4条の規定による許可について＞

議長： 続いて、議案第20号 農地法第4条の規定による許可についてを議題と致します。

事務局： 今回は、1件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号1番についてご説明いたします。

申請地は、大字小池地内の畑1筆で、面積〇〇㎡。農地区分は、農地の広がり10ha未満の小集団の農地であり、第3種農地にも該当しないので第2種農地と判断いたしました。候補地を検討した結果、代替性がないことを確認しています。

申請人は、電気工事業を営んでおり、電気工事で使用する油圧ショベルの保管及び積載場所が現在申請者実家の敷地内に置いているが、実家の土地及び建物を売りに出すことから、新たな保管場所が必要となりました。申請地には、油圧ショベル1台と油圧ショベルを現場まで運搬するためのスーパーセelfローダ1台を駐車する計画となっています。造成計画は、盛土、切土、及び碎石等は敷かず、現況のまま利用。雨水排水は自然流下となります。資金計画は、整地等を自前で行うため資金の発生はありません。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を5番大塚芳夫委員お願い致します。

5番： 整理番号1番について報告します。整理番号1番は事務局の説明のとおりです。8月7日に現地調査を行った結果、申請地は庭木等が混在している農地でした。隣地境界については問題なく、土地利用計画からも周辺農地への影響もないと考えます。よって、

本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長： 整理番号 1 番でご質問等ありますか。（質問等なし）
議 長： これより議案第 20 号 農地法第 4 条の規定による許可について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、
議案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第21号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議 長： 続いて、議案第 21 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局： 今回は、1 件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号 1 番についてご説明いたします。

申請地は、大字阿見地内の畑 3 筆で、面積は〇〇㎡。農地区分は、農地の広がり が 10ha 未満の小集団の農地であり、第 3 種農地に該当しないので第 2 種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

計画内容は、木造平家建て、建築面積 116.14 ㎡。造成計画は 30cm 程度の盛土を行い、周囲は土留め工事を行います。給水は公共上水道。雨水は敷地内に雨水浸透枡を設置。汚水雑排水は合併浄化槽処理後側溝へ放流します。放流同意の確認もとれております。資金は、住宅ローンを利用します。他法令については、都市計画法第 29 条許可申請済です。文化財保護法につきましては、周知の包蔵地に含まれておりません。

以上 1 件につきまして、他法令の絡み等で調整を要する案件については、関連機関との調整の上、許可の際には許可日を設定することをご了承願います。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 1 番を 1 番小松崎秀昭委員お願い致します。

1 番： 整理番号1番について報告します。整理番号1番は事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は休耕中の農地で管理は適正に行われていました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長： 整理番号 1 番でご質問等ありますか。（質問等なし）
議 長： それでは議案第21号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。本案について賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第22号 現況確認証明の発行について（非農地証明）>

議 長： 続いて、議案第 22 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）を議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局： 今回は、2 件の願出がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号 1 番について説明いたします。

願出地は、大字舟子地内。登記地目が田 1 筆、面積〇〇㎡。20 年以上前から荒廃している土地になります。現地は、国道 125 号バイパスに面しており、国道側から農地へ進入することができず、また、国道の反対側は水路となっていることから、現状農地への進入路がない状態となっております。また、面積が狭小であり、形状も農地として使用するのに適していないことから、仮に復元したとしても継続的に耕作することが困難と見込まれます。地目変更のため、本願出に至ったとのこと。

続いて整理番号 2 番について説明いたします。

願出地は、大字阿見地内。登記地目が畑 1 筆、面積〇〇㎡の内〇〇㎡、一筆の一部分の願出となっております。面積については、測量図が添付されており、確認がとれております。現地は、宅地への進入路として、宅地の敷地と一体的に利用されています。国土地理院の航空写真からも 20 年以上前から一体利用していることが確認できました。現況に即した地目に是正するため、本願出に至ったとのことです。

簡単ですが説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 1 番を 4 番山崎翔子委員、整理番号 2 番を 1 番小松崎秀昭委員お願いいたします。

4 番： 整理番号 1 番について報告します。整理番号 1 番は事務局の説明のとおりです。現地確認の結果、農業用機械では耕起・整地ができない土地であり、物理的にも困難であるため、今回の非農地証明の発行は妥当とこの土地は以前、業者が苗木を育てていたらしいのですが、今では見上げるほどの大木になっており、農地として利用するのは困難であるため、非農地証明の発行は妥当であると判断します。ご審議のほどよろしく願いいたします。

1 番： 整理番号 2 番について報告します。現地確認の結果、申請地は宅地として利用されています。碎石等も入っており、物理的にも回復が困難であるため今回の非農地証明の発行は妥当であると判断します。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長： これより質疑に入ります。(質問等なし)
これより、議案第 22 号 現況確認証明の発行について(非農地証明)採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第 23 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について>

議 長： 続いて、議案第 23 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第 23 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について説明します。

今回は 87 件の計画となります。先月に続いて案件数が大変多くなっておりますが、先月同様、平成 27 年度に地域集積で複数の地域を地域集積協力金を活用し、貸借の設定をした案件で、10 年を迎えたことによる更新の案件が多くなっております。今回は島津地域の更新分と通常の間管理権の設定である一般分になっています。島津地域、田 148 筆、面積〇〇㎡、貸し手 75 名、借り手 9 名と 2 社、一般分、田 2 筆〇〇㎡、畑 5 筆〇〇㎡、貸し手 6 名、借り手 5 名と 1 社、合計で田 150 筆〇〇㎡、畑 5 筆〇〇㎡、貸し手 81 名、借り手は 14 名と法人 3 社の計 17 者となっています。詳細についてはお読み取りください。簡単ですが説明は以上です。

議 長： これより質疑に入ります。

2 番： 整理番号 2 番の金額は正しいですか。

事 務 局： 金額は正しいです。理由としては、土地所有者側も管理を行っており、お互い了承した金額になっています。

議 長： 他に質問等ありますか。

これより、議案第 18 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。(案)を消してください。

<報告事項>

議 長： これより報告事項に入ります。事務局お願いします。

事 務 局： 報告第 14 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について 3 件です。

報告第 15 号 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について 1 件です。

報告第 16 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について 8 件です。

報告第 17 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について 1 件です。

報告第 18 号 非農地判断について 10 件です。

阿見町農業委員会事務局処理規程第 6 条に基づき専決処分したので報告させていただきます。令和 7 年 8 月 12 日阿見町農業委員会事務局長小松澤智。

議 長： 非農地判断について整理番号 2 番から整理番号 10 番の場所はどのあたりですか。

事 務 局： 釣り堀のところですよ。

議 長： 以上で本日の報告事項は全て終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

<その他>

事 務 局： その他（事務連絡）

① 現地調査及び総会の予定

9 月現地調査 9 月 9 日（火）当番委員 2 番 浅野周一委員

当番委員 3 番 飯塚尚志委員

9 月定例総会 9 月 10 日（水）午後 1 時 30 分

② さわやかフェアについて

- ・焼き芋販売を実施
- ・日時：10 月 26 日（日）10 時～
- ・前日準備あり

議 長： その他、質疑・意見等ございませんか。無いようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦勞様でした。

午後 2 時 21 分 閉会

議 長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印